

県民コメント制度に基づく結果の公表（埼玉県が管理する県道の構造等の基準を定める条例）について

埼玉県では、道路法及び高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の一部改正を受け、道路の構造の技術的基準、道路標識の寸法の基準、道路移動等円滑化の基準を定める「埼玉県が管理する県道の構造等の基準を定める条例」を制定しました。

施策の検討にあたり、平成24年9月18日（火）～平成24年10月17日（水）の間、県民コメント制度に基づき、「「埼玉県が管理する県道の構造等の基準に関する条例（仮称）」（案）の概要」について、県民の皆様から御意見を募集したところ、14件の御意見・御提案をお寄せいただきました。

寄せられた御意見・御提案及びそれに対する県の考え方を公表いたします。

記

1 意見募集期間

平成24年9月18日（火）～平成24年10月17日（水）

2 意見の提出者数及び意見件数

14件（1名・1団体）

（内 訳）

区 分	人 数	意見件数
郵送	0	0
F A X	0	0
電子メール	2	14
その他	0	0
合 計	2	14

3 意見の反映状況

区 分	意見件数
意見を反映し、案を修正したもの	0
すでに案で対応済みのもの	2
案の修正はしないが、実施段階で参考とするもの	7
意見を反映できなかったもの	0
その他	5
合 計	14

4 策定した施策及び意見募集結果の資料の入手方法

埼玉県のホームページから入手できます。

<http://www.pref.saitama.lg.jp/soshiki/104/>（※104：エルゼロヨン）

また、次の窓口で閲覧・配布を行っています。

- ・埼玉県県土整備部道路政策課（第2庁舎2階）
- ・埼玉県県政情報センター（衛生会館1階）Tel 048-830-2543
- ・埼玉県の各地域振興センター・事務所

南 部 Tel 048-256-1110 南 西 部 Tel 048-451-1110

東 部	Tel 048-737-1110	県 央	Tel 048-777-1110
川越比企	Tel 049-244-1110	西 部	Tel 04-2993-1110
利根	Tel 048-555-1110	北 部	Tel 048-524-1110
秩父	Tel 0494-24-1110	東松山事務所	Tel 0493-24-1110
本庄事務所	Tel 0495-24-1110		

・埼玉県各県土整備事務所、建設事務所

さいたま	Tel 048-861-2495	朝霞	Tel 048-471-4661
北本	Tel 048-540-8200	川越	Tel 049-243-2020
飯能	Tel 042-973-2281	東松山	Tel 0493-22-2333
秩父	Tel 0494-22-3715	本庄	Tel 0495-21-3141
熊谷	Tel 048-533-8778	行田	Tel 048-554-5211
越谷	Tel 048-964-5221	杉戸	Tel 0480-34-2381
西関東連絡道路	Tel 0494-62-5811	八潮新都市	Tel 048-998-4545

5 問い合わせ先

〒330-9301 さいたま市浦和区高砂3-15-1

埼玉県県土整備部道路政策課 政策担当

TEL 048-830-5018 (直通)

FAX 048-825-7719

E-mail a5010-01@pref.saitama.lg.jp